

# 知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16  
東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2019・11・10

## 新型セルフレジ

▽東京地裁▽

### ユニクロに使用差止を申し立て

全国のユニクロで導入が進んでいる新型セルフレジが特許を侵害しているとして、大阪市のIT関連会社「アスタリスク」は、レジの使用差し止めを求める仮処分を東京地裁に申し立てたと発表した。

アスタリスクは会計時に買い物かごに入った商品だけを読み取ることができる技術を開発し、今年1月に特許を取得（第6469758号）。

同社の特許は、「RFIDタグ」と呼ばれるID情報を記録した小さな電子チップにさまざまな情報を記憶させ、無線通信によって識別情報を交換する自動認識システム。バーコードを読み取る方式とは異なり、電波でタグを一括スキャンできるので、レジ清算にかかる時間が大幅に短縮できる特徴がある。

同社によると、ライセンス交渉中にユニクロの親会社であるファーストリテイリングから無効審判を請求されたという。

## 世界知的財産指標2019

▽WIPO▽

### 中国が世界の特許出願件数の約半数

世界知的所有権機関（WIPO）は、年次報告書「世界知的財産指標2019」を発表した。それによると、2018年の世界の特許の出願件数は、前年比5.2%増の3,326,300件となり、過去最高に達した。

各国・地域における出願数（各国・地域知財庁の特許受理ベース）をみると、中国が約154万件（11.6%増）と最も多く、世界の特許出願の46.4%と世界全体の約半数を占め、8年連続で首位となった。

2位は米国（597,141件）、3位に日本（313,567件）、4位に韓国（209,992件）と続いている。上位の順位は前年と変わっていないが、日米は前年比で減少した。中国での特許出願件数

は、2位以下の10カ国・地域の合計出願件数に匹敵する。

世界の商標の出願数は、前年比15.5%増の1,432万件（推定値）となった。国別にみると、中国の商標出願数が737万件で最多となり、世界の商標出願数の51.4%を占めた。

意匠の出願数は前年比5.7%増の131万件（推定値）で、国別にみると中国の出願受理数が71万件で最多となった。

近年、AIや自動運転などの開発競争が激しくなっており、当面は知的財産権保護のため特許の出願件数の増加は続くと思われる。WIPOのガリ事務局長は「中国のみで世界の特許出願のほぼ半分を占めたほか、インドも目覚ましい増加を示しており、アジアがイノベーションのグローバルハブになった」と指摘している。

## 「プロジェクトゼロ」

▽アマゾンジャパン▽

### 偽造品対策を強化

アマゾンジャパンは偽造品の撲滅を目指す「プロジェクトゼロ」を開始したと発表した。協力ブランドと製品やロゴなどの情報を共有し、AIの画像認識などで偽造品の疑いがある商品を除外する精度を高める。ブランド各社がサイト上で偽ブランド品を発見した場合、直接削除できる機能も提供する。

20年前半には商品1つずつにアマゾンやブランドが独自のシリアルコードを発行し、疑わしい商品の発送前の段階などで真偽をチェックできる仕組みも導入する。

プロジェクトへの登録は現在招待制となっており、米国と欧州では約6,000以上のブランドが参加しているという。日本国内ではパナソニックやアイリスオーヤマ、任天堂、ソニー・インタラクティブエンタテインメント、アイロボット、川崎重工、タカラトミー、ダダリオなどの企業が試験運用を開始している。

## 解説

進歩性の判断 動機付けの有無  
 知的財産高等裁判所 審決取消請求事件  
 平成31年(行ケ)第10005号  
 令和元年9月19日判決言渡

## 第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「アプリケーション生成支援システムおよびアプリケーション生成支援プログラム」とする発明について特許出願し(特願2017-124385号)、審査を受けたところ拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判を請求した(不服2018-3406号)。これに対して「本件審判の請求は、成り立たない」との審決(本件審決)が下され、原告が、取消を求めて出訴した。

ここでは本件審決で進歩性欠如とされた補正後の請求項1記載の発明(本件補正発明)についての取消事由の判断部分のみを紹介する。本判決では、本件補正発明の進歩性を否定した本件審決が取り消された。

本件審決及び本判決において認定された本件補正発明と引用発明(特許第5470500号公報(引用文献1)記載の発明)との一致点及び相違点1は以下の通りである。

## 一致点

「携帯通信端末の所定の機能を実行させるためのパラメータに応じて、前記携帯通信端末において実行されるアプリケーションの動作を規定する設定ファイルを設定する設定部と、前記設定ファイルに基づいてアプリケーションパッケージを生成する生成部と、を有するアプリケーション生成支援システム」である点。

## 相違点1

設定ファイルを設定するパラメータが、本件補正発明では、「携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行させるためのパラメータ」であるのに対して、引用発明では、携帯通信端末の機能を実行させるためのパラメータではあるものの、携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行させるためのパラメータであることが特定されていない点。

## 第2 判決

- 1 特許庁が不服2018-3406号事件について平成30年11月30日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

## 第3 理由

本件審決は、引用発明に引用文献2～5及び参考文献1記載の技術(同技術に乙3文献記載の技術を併せて、以下「被告主張周知技術」という。)を適用することにより、本件補正発明に想到し得ると判断していることから、引用発明に被告主張周知技術を適用する動機付けの有無について検討する。

引用発明は、アプリケーションサーバにおいて検索できるネイティブアプリケーションを簡単に生成することを課題として、同課題を、既存のウェブアプリケーションのアドレス等の情報を入力するだけで、同ウェブアプリケーションが表示する情報を表示できるネイティブアプリケーションを生成することができるようにすることによって解決したものであるから、ブログ等の携帯通信端末の動きに伴う動作を行わないウェブアプリケーションの表示内容を表示するネイティブアプリケーションを生成しようとする場合、生成しようとするネイティブアプリケーションを携帯通信端末の動きに伴う動作を行うようにする必要はなく、したがって、設定ファイルを設定するパラメータを「携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行するためのパラメータ」とする必要はない。

もっとも、引用文献1の段落[0024]には、ブログ等と並んで「ゲームサイト」が掲げられており、ゲームにおいては、加速度センサにより横画面と縦画面が切り替わらないように制御する必要がある場合が考えられる(引用文献5参照)が、ウェブアプリケーションとして提供されるゲームは、①常に携帯通信端末の表示画面を固定する必要があるとはいえないこと、②加速度センサにより、携帯通信端末の姿勢に対応した画面回転表示を制御する機能は携帯通信端末側に備わっており、端末側

の操作によって、表示画面を固定することができ、そのような操作は一般的に行われていること、③引用文献1の段落[0024]の「ゲームサイト」は、携帯通信端末の表示画面を固定する必要のないブログ、ファンサイト、ショッピングサイトと並んで記載されており、また、引用文献1には、加速度センサについて何らの記載もないことからすると、当業者は、上記の「ゲームサイト」の記載から、パラメータを「携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行するためのパラメータ」とすることの必要性を認識するとまではいえないというべきである。

また、引用発明によって生成されるネイティブアプリケーションは、HTMLやJavaScriptで記述されるウェブページを表示できるから、引用発明により、乙4に記載されたHTML5 APIのGeolocationを用いて携帯通信端末の動きに伴う動作を行うウェブアプリケーションの表示内容を表示するネイティブアプリケーションを生成しようとする場合も、生成されるネイティブアプリケーションは、設定情報に含まれているウェブアプリケーションのアドレスに基づいて、同ウェブアプリケーションに対応するウェブページを取得し、取得したウェブページのHTMLやJavaScriptの記述に基づいて、同ウェブアプリケーションの内容を表示でき、したがって、ネイティブアプリケーションの生成に際して、設定ファイルを設定するパラメータを「携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行させるためのパラメータ」とする必要はない。

さらに、被告主張周知技術に係る各種文献にも、引用発明の上記の構成の技術において、「携帯通信端末に固有のネイティブ機能を実行させるためのパラメータ」に応じて設定ファイルを設定することの必要性等については何ら記載されていない(甲2～5、7、8、乙1～3)。

引用発明は、簡易にネイティブアプリケーションを生成することを課題として、既存のウェブアプリケーションのアドレス等の情報を入力するだけで、当該ウェブアプリケーションが表示する情報を表示するネイティブアプリケーションを生成できるようにしたのであり、具体的には、入力しようとするウェブアプリケーションのロケーションを示すアドレス及び表示態様に基づいて、テンプレートアプリケーション111に含まれる設定情報の内容を書き換えるだけで目的とするウェブアプリケーションの表示する情報を表示できるネイティブアプリケーションを生成でき、テンプレートアプリケーション111に含まれるプログラムファイル113については、新たにソースコードを書く必要はないところ、証拠(甲3、5、7、乙1～3)によると、PhoneGapによってネイティブアプリケーションを生成するためには、HTMLやJavaScript等を用いてソースコード(プログラム)を書くなどする必要のあるものと認められるから、引用発明に、上記のように、新たにソースコードを書くなどの行為が要求されるPhoneGapに係る技術を適用することには阻害事由があるというべきである。

以上のとおり、引用発明に被告主張周知技術を適用することの動機付けはないから、引用発明に被告主張周知技術を適用して、相違点1の構成について、本件補正発明の構成とすることは容易に想到することはできず、したがって、本件補正発明は、引用発明及び被告主張周知技術に基づいて容易に発明することができたということとはできない。

## 第4 考察

特許審査基準によれば、審査を受けている発明と主引用発明との間の相違点に関し、進歩性が否定される方向に働く要素(例えば、主引用発明に副引用発明を適用する動機付け)に係る諸事情に基づき、副引用発明を適用したり、技術常識を考慮したりして、論理付けができるか否かを判断し、論理付けできると判断したときには進歩性欠如、論理付けできないと判断した場合は進歩性を有すると判断することによって、本件は、特許庁が進歩性欠如と判断したものを、動機付けの有無について知財高裁が検討し、特許庁の判断を取り消したものである。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

■ノーベル化学賞■

## リチウムイオン電池開発 旭化成の吉野彰氏が受賞

今年のノーベル化学賞にスマートフォンやパソコンなどに広く使われている「リチウムイオン電池」を開発した大手化学メーカー、旭化成の名誉フェロー吉野彰氏らが選ばれた。

日本のノーベル賞受賞は18年の京都大学の本庶佑特別教授に続き27人目（米国籍を含む）。化学賞の受賞は10年の根岸英一氏、鈴木章氏に続き計8人目。企業勤務の研究者では02年の田中耕一氏以来。ノーベル賞に先立ち、欧州で最も権威のある欧州発明者賞を、今年6月に欧州特許庁より授与されている。

吉野氏は、京都大学大学院を修了後、旭化成に入社し、イオン二次電池事業グループ長や電池材料事業開発室長など電池研究に従事し、17年から現職。「充電できる電池」の小型化と軽量化を目指して開発に取り組み、当初はノーベル化学賞の受賞者、白川英樹氏が発見した電気を通すプラスチック「ポリアセチレン」を電極に利用する研究をしていた。

その後、コバルト酸リチウムという化合物をプラスの電極として使う当時の最新の研究成果に注目し、マイナスの電極に炭素繊維を使うなどした結果、現在の「リチウムイオン電池」の原型となる二次電池（充電して再利用できる電池）を世界で初めて製作した。正極と負極を隔ててショートを防ぐ「セパレーター」などを含め、電池の基本構造を確立して85年5月10日（優先日）に特許を出願した（特許第1989293号、特公平4-24831号）。

91年にソニーが世界に先駆けて商品化し、ノート型パソコンや携帯電話などに採用された。小型・軽量化で高出力の蓄電池が実現したことで、リチウムイオン電池は、スマホなどIT機器には欠かさない存在となった。インターネットの発展に伴い、世界の通信環境を変革させただけでなく、自動車業界にも大きな影響を与えた。ハイブリッド車、EV（電気自動車）が国際的な環境対応の流れもあり、需要が伸びている。太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及を促す役割も期待され、電力供給を最適化するスマートグリッド（次世代送電網）への貢献も見込まれている。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒン・ト

## 森永製菓の特許を活用 老舗和菓子店が新商品

■エンゼル・スマイル・プロジェクト■

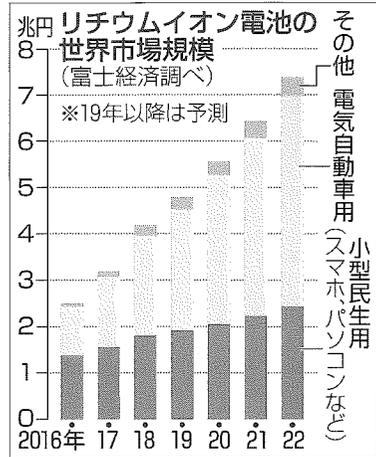
老舗の和菓子店「菓子匠末広庵」を展開するスエヒロ（川崎市）は、同社の特殊製法と森永製菓の休眠特許を活用した新商品を発売した。

川崎市や川崎信用金庫などが推進する「知的財産交流事業」を通じて森永製菓の特許をスエヒロに紹介。スエヒロは、森永製菓が保有する体脂肪低減に係る開放特許技術（特許番号5783552）を使用し、宇治抹茶クリームとチョコレートあんを用いて体脂肪低減効果が期待できる宇治抹茶チョコ大

福「エンゼルのほっぺ」を開発した。

森永製菓は、同社が保有する「天使」や「エンゼル」の商標を他社に無料でライセンスする代わりに、知財の利用企業が、子どもたちの教育環境の改善などに取り組む団体等に寄付する「エンゼル・スマイル・プロジェクト」を実施している。特許権のライセンスにも応用した事例は初めて。同プロジェクトに基づき、スエヒロはライセンス料の代わりに「エンゼルのほっぺ」の販売1個につき1円を「音楽のまち・かわさき推進協議会」に寄付する。

川崎市は、川崎市産業振興財団や川崎信用金庫などと連携し、大企業の開放特許を活用して中小企業の商品開発などを促進する制度「知的財産交流事業」を重点的に実施、「川崎モデル」として他の自治体や支援機関の参考とされている。



旭化成は、リチウムイオン電池部材のセパレーターでシェア1位。市場調査会社の富士経済によれば、世界のリチウムイオン二次電池市場は自動車電動化の影響などから22年に7.4兆円と17年に比べ2.3倍となる見込み。その基盤を日本の素材・材料の研究開発力、技術力が支えていることが、今回、改めて世界に示されたといえる。

### ●特許で技術の内容示す●

企業研究においては、新規の技術を開発しても、特許出願との関係もあり、論文として学会等に発表することは難しい面がある。このため、成果が表に出ないことが多く、評価されにくい。今回は特許庁によって公開される特許出願書面で、技術の内容を示すことができ、その内容がノーベル賞の委員会によって高く評価された。

吉野氏は、企業勤務の研究者について、「論文発表を目指す大学の研究者と比べると、企業の研究者は特許取得が目標のため、研究成果を分かりやすい形で示すのが難しいというハンデを背負っている。企業内部にはノーベル賞クラスの研究が数多くあるので、今後も産業界からノーベル賞が出ないといけないと思う」と指摘している。そして、ノーベル賞の賞金の一部を日本化学会の研究支援事業に活用する意向を表明している。

# 審 決 紹 介

本願商標(別掲)は、商標法第3条第1項第5号に該当しない、と判断された事例(不服2017-6365、令和1年7月22日審決、審決公報第237号)

本願商標(別掲)



## 1 本願商標

本願商標は、別掲のとおり構成からなり、第37類、第41類及び第42類に属する願書記載のとおり役務を指定役務として、平成27年10月21日に登録出願され、その後、本願の指定役務については、原審における同28年4月6日付け及び当審における同29年5月1日付け手続補正書により、第37類「造園工事、造園工事に関する助言、外構工事、建物の外構工事に関する情報の提供」に補正されたものである。

## 2 原査定拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、ローマ字の2字からなる「en」の文字を普通に用いられる方法で表示してなるものであり、極めて簡単で、かつ、ありふれた標準のみからなる商標であるといえ、欧文字「e」の中央部横線が右上に傾斜した文字と欧文字「n」の右側の縦線が下方に向かって右側に傾斜した文字とがロゴタイプ文字として広く用いられている実情をうかがい知ることができることからすれば、本願商標は、「en」の文字を未だ普通に用いられる域を脱しない程度に表示してなるものと認められる。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第5号に該当する。また、提出された証拠によれば、本願商標が使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることと認識することができるに至ったとは認めることができない。したがって、本願商標は、商標法第3条第2項の要件を具備しない。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

## 3 当審の判断

### (1) 商標法第3条第1項第5号該当性について

本願商標は、別掲のとおり、横線がやや細く、上部の丸みのある部分に向かって右上がり傾斜した「e」の文字と、左側の縦線は上部、同線の下部及び右側の縦線の下部にセリフ体を有し(左側の縦線の上部のセリフ体は角の丸い三角形である)、右側の縦線は、上部から下部に向けてやや広がって表されている「n」の文字とを左右に並べて、その高さ及び幅もほぼ同じくし、またよりく体的に表されているものであり、本願商標の構成態様は、ありふれているとまではいえないものであって、本願商標をその指定役務に使用した場合、上記態様からなる「e」と「n」の2文字を組み合わせた、その全体が外観上の特徴を有するものとして捉えられるものであり、役務の種類、規格等に普通に使用されているアルファベットの2文字からなるものと理解されるとはいえないものである。

さらに、当審において職権をもって調査すると、本願の指定役務を取り扱う分野において、上記と同様の構成態様の2文字が、取引上、役務の種類、規格、質等を表示するための記号、符号として、普通に使用されているという事実を、発見することもできなかった。

してみれば、本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標準のみからなるものとはいえないものであり、自他役務の識別機能を果たし得るものといわざるを得ない。

### (2) まとめ

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第5号に該当するとした原査定拒絶の理由は妥当でなく、その理由をもって拒絶することはできない。その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「Bijou Bouquet」(ビジュ ブーケ)は、商標法第3条第1項第3号及び同第4条第1項第16号に該当しない、と判断された事例(不服2018-16821、令和1年7月22日審決、審決公報第237号)

## 1 本願商標

本願商標は、「Bijou Bouquet」の欧文文字と「ビジュ ブーケ」の片仮名を2段に横書きしてなり、第14類「身飾品、貴金属、宝玉及びその原石並びに宝玉の模造品、キーホルダー、貴金属製靴飾り、時計」を指定商品として、平成30年2月13日に登録出願されたものである。

## 2 原査定拒絶の理由

本願商標は、その構成中の「Bijou」は、「宝石、装身具」等を意味するフランス語で、「ビジュ」は、「Bijou」の表音と認められ、また、「Bouquet」は、「花束」等を意味するフランス語で、「ブーケ」は、「Bouquet」の表音と認められるから、これらの文字を結合してなる本願商標は、構成全体として、「宝石の花束」のような意味合いを理解させる。

そして、「身飾品」等を取り扱う業界においては、英語のみならず、フランス語も一般的に使用される言語であることがうかがえる中、「宝石の花束のような装飾を施したブローチやチャーム」等が実際に取引されており、そのような商品を「ビジュブーケ」や「bijou bouquet」と称している事実が確認することができる。

そうすると、本願商標をその指定商品中の「身飾品」に使用した場合、これに接する需要者・取引者は、「宝石の花束のような装飾を施した身飾品」であることを認識することとなり、単に商品の品質を表示するものであって、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないと判断するのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、「宝石の花束のような装飾を施した身飾品」以外の本願の指定商品に使用するときは、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるから、同法第4条第1項第16号に該当する。

## 3 当審の判断

本願商標は、「Bijou Bouquet」の欧文文字と「ビジュ ブーケ」の片仮名を2段に横書きしてなること、その構成中の「Bijou」の文字が「宝石、装身具、アクセサリ」の意味を、「Bouquet」の文字が「花束、束、房」の意味をそれぞれ有するフランス語(いずれも「クラウン仏和辞典第7版」)であって、「ビジュ ブーケ」の片仮名が「Bijou Bouquet」の表音であると容易に理解できるとしても、2つの語を組み合わせた「Bijou Bouquet」及びその表音の「ビジュ ブーケ」の文字からは、直ちに特定の意味合いを認識、看取させるものとはいえない。

また、当審において職権をもって調査したが、本願の指定商品を取り扱う業界において、「Bijou Bouquet」及び「ビジュ ブーケ」の文字が、商品の具体的な品質等を表示するものとして、取引上一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願の指定商品の取引者、需要者が該文字を商品の品質等を表示したものと認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、「Bijou Bouquet」及び「ビジュ ブーケ」の文字は、いずれも特定の意味合いを有さない一連の造語よりなるというのが相当であって、両文字を2段に書してなる本願商標は、これをその指定商品に使用しても、商品の品質等を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標とはいえないものであり、かつ、商品の品質の誤認を生ずるおそれがないものというべきである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

# お し ら せ

## ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権

(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和35年	商標登録第 - 号~第 - 号
45年	商標登録第 851021号~第 854780号
55年	商標登録第 1412902号~第 1416487号
平成2年	商標登録第 2220606号~第 2227788号
平成12年	商標登録第 - 号~第 - 号
平成12年	商標登録第 3371363号~第 3371364号
平成12年	商標登録第 4372930号~第 4380665号
平成22年	商標登録第 5312552号~第 5321346号

各年の4月1日~4月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

## ●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成28年12月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは11月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

## ●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和1年8月分	22,557	13,974
前 年 比	91%	102%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)